

反論権を認めている主な議会

		鹿追町 (北海道)	松阪市 (三重県)	芽室町 (北海道)	彦根市 (滋賀県)	板橋区 (東京都)
反論権の施行時期		H22.3.31	H24.11.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
反論権の実施例の有・無		無	有	有	無	無
反論権を行使 する場面 (本会議・委員会)	議員による条例 の提案	○	○	○	○	○
	議案の修正提案	○	○	○	○	○
	決議等の政策 提案	○	○	○		
反論権行使 の方法	時期、タイミン グ等	・議長(委員長)の許可 ・原則、事前通告制 ・(提案理由説明)質疑の後	・議長(委員長)の許可 ・原則、事前通告制 ・提案理由説明後	・議長(委員長)の許可 ・原則、事前通告制 ・(提案理由説明一質疑)討論に 入る前	・議長(委員長)の許可 ・原則、事前通告制 ・提案理由説明後	・議長(委員長)の許可 ・原則、事前通告制 ・提案理由説明後 (予算特委における予算に対 する修正動議の際を含む)
	時間制限	無	無	無	無	無
	回数制限	有(1回)	無	無	無	無
反論権の行使 要件根拠	議会基本条例	(政策提案に対する反論) 第7条	(反問権及び反論権) 第10条第2項	(町長等と議会、議員の関係) 第11条第7項	(質疑、質問等の原則) 第10条第3項	(区長等の反問権及び反論権) 第14条第2項、第3項
	逐条解説等			○	○	○
	要綱、申し合わ せ等	鹿追町議会の運営に関する 基準第3節 100-2(1)反論	松阪市議会反問権及び反論権 に関する要綱第3条、第4条			申し合わせ(議運決定事項) 反問権・反論権について